

| 分野／取組内容                |                       | 取組の概要  |                                 |  |  |
|------------------------|-----------------------|--|---------------------------------|--|--|
|                        |                       | 実施時期   | 18年度概算費用                        | 効果   | 備考(関連する取組、参考データ等)  |
| I<br>国民サービスの向上         | 健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体届の推進 | 17年度中に検討を開始  | -                               | ○磁気媒体により届出を受け付けることにより、届書等の入力委託経費を削減することができる。<br>○一方、磁気媒体での届出には、事業所において、社会保険庁の仕様に合ったデータ変換等を行う必要があることから、今後、磁気媒体による届出の促進に係る経費及び入力委託経費を比較し、費用対効果を検証した上で、実施を検討する。 | (参考)<br>・磁気媒体による届出が可能な6届書に係る入力委託経費(16年度) 683百万円<br>・磁気媒体による届出(17年8月現在) 約157,000事業所(全体の約9.6%)<br>・電子申請による届出を行うことも可能 |
|                        | 1—8 社会保険事務所の配置等の見直し   | 社会保険事務所の配置等の見直し  | 18年度～                           | 403百万円   | ○管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄区域に社会保険事務所を新設(同数を振替廃止)することにより、国民年金保険料の収納対策の強化、相談窓口の混雑解消及びサービス提供への支障の解消を図ることができる。       |
| 首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置 |                       |  |                                 |  |  |
| 17年10月～                | 136百万円                | ○現在、事務所単位で実施している国民年金に関する電話照会対応について、事務局単位に業務を集約することにより、電話の応答率の向上が見込まれるとともに、謝金職員を活用することにより、従来、照会電話対応に当たっていた各事務所の職員は国民年金の収納業務に専念することができる。 | (参考)<br>・国民年金電話照会専用の謝金職員の配置 80人 |  |  |

| 分野／取組内容        |                               | 取組の概要       |           |  |  |
|----------------|-------------------------------|-------------|-----------|--|--|
|                |                               | 実施時期        | 18年度概算費用  | 効果   | 備考(関連する取組、参考データ等)                                  |
| I<br>国民サービスの向上 | 1—9 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化   |             |           |  |  |
|                | 健診の受診者の拡大等の保健事業の充実            | 17年度～       | 50,100百万円 | ○健診実施率の増加により、生活習慣病の予防等、被保険者等の健康の増進に寄与することができる。   | (参考)<br>・一般健診実施者数<br>約361万人(17年度見込)→約452万人(18年度予定) |
|                | 被保険者への情報提供の充実                 | 17年10月～     | 38百万円     | ○個々の被保険者に対し、財政状況や制度の内容及び実施している事業の内容等を周知することにより、制度に対する理解を深めるとともに、適正な受診、保健事業の積極的な利用等の推進を図ることができる。                | (参考)<br>・17年度配布数1,987万枚                            |
|                | 地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進          | 17年度～       | 165百万円    | ○保険者協議会等を活用し、地域の医療費分析や、地域の実情に応じた保健事業を他の保険者と共同で実施することにより、被保険者等のQOLの向上や、医療費の適正化を図ることができる。                        |  |
|                | レセプトの電子データでの受け取り等の健保システムの充実強化 | 17年度中に検討を開始 | -         | ○審査・支払機関からレセプト情報を電子データで受け取ることにより、業務の効率化を推進するとともに、被保険者毎に医療費と健診情報を併せて管理するシステムを構築することにより、きめ細かな保健事業を企画・実施することができる。 |  |

| 分野／取組内容                 |                                    | 取組の概要                              |          |               |  |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------|---------------|--|
|                         |                                    | 実施時期                               | 18年度概算費用 | 効果            | 備考(関連する取組、参考データ等)  |
| I<br>国民サービスの向上          | 1-10 企業における社会保険事務の支援               | 社会保険委員に対するリアルタイムな情報提供              | 18年度～    | 5.3百万円        | ○企業内における社会保険の事務担当として、社会保険の指導及び相談を行う立場の社会保険委員との間で情報交換を行うことが出来る仕組みを構築することにより、事業主及び被保険者等に対する迅速かつ的確な情報提供や、実体験に基づく社会保険事業に対する意見要望を聴取することができる。<br><br>(参考)<br>・社会保険委員 185,323人<br>(17年3月現在) |
|                         | 企業における効率的な社会保険事務の実施                | 企業における効率的な社会保険事務の実施                | 17年10月～  | 一             | ○本社での労務管理が行われる従業員の支店等への転勤に伴う資格の得喪処理が不要となり、企業及び社会保険事務所双方の事務処理の軽減を図ることができる。  |
| 2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施 |                                    |                                    |          |               |  |
| II<br>年金制度の周知徹底         | 職員が年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底   | 職員が年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底   | 17年度～    | 一             | ○年金サービスに従事する職員が年金制度に関する国民の多様な関心事項に対し、的確かつ分かりやすい説明を行うことを徹底することにより、年金制度に対する国民の理解及び信頼を高めることができる。  |
|                         | 「総合力タログ」及び「目的別パンフ」の作成及び配布          | 「総合力タログ」及び「目的別パンフ」の作成及び配布          | 17年10月～  | 精査中           | ○公的年金のメリット、安心感などを分かりやすく説明することにより、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための効果的な制度周知を行うことができる。  |
|                         | 年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成 | 年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成 | 18年度～    | 39百万円         | ○年金制度に対する関心が比較的薄い若年層や、将来の年金制度を担う子供たちの制度理解を深めることができる。   |
|                         | 「年金被保険者のしおり」の作成及び配布                | 「年金被保険者のしおり」の作成及び配布                | 19年度～    | 40百万円(19年度以降) | ○国民年金の優良納付者、厚生年金保険の被保険者及び、当該しおりを年金手帳に同封することにより、初めて年金手帳が交付される若年層に対する制度周知を促進することができる。  |

| 分野／取組内容  |                             | 取組の概要       |             |  |  |
|--|-----------------------------|-------------|-------------|--|--|
|  | 実施時期                        | 18年度概算費用    | 効果          | 備考(関連する取組、参考データ等)  |  |
| Ⅱ<br>年<br>金<br>制<br>度<br>の<br>周<br>知<br>徹<br>底 | 地方社会保険事務局主催の公開講座の実施         | 17年度中に開始    | 38百万円       | ○地域に根差した公開講座を開催し、地域の方が関心を寄せている事項を中心に、ニーズに的確に対応した形で年金制度をわかりやすく解説する機会を設けることにより、効果的な制度周知を行うことができる。          |  |
|  | 大学生向けの年金セミナーの開催             | 17年度中に開始    | 6.7百万円      | ○大学卒業後から老後を迎えるまでの長期間にわたって保険料を納付することとなる大学生に対して年金制度の意義・役割を直接周知することにより、納付意識の向上を図ることができる。                    |  |
| 2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進                         |                             |             |             |  |  |
|  | 満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨 | 17年度中に検討を開始 | 10百万円(17年度) | ○年金受給の低額化を防止し、豊かな老後生活の支援を図ることができる。<br><small>(参考)<br/>国民年金のみに加入した女性の平均年金額=約58万円(満額の73%、16年3月末現在)</small> |  |
|  | 追納勧奨対象者の拡大及び追納勧奨状の送付時期等の見直し | 17年度～       | 40百万円       | ○全額保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方の年金の受給権の確保、年金の低額化の防止を図ることができる。  |  |

| 分野／取組内容  | 取組の概要                                   |          |                                       |   |
|--|---|----------|---------------------------------------|---|
|  | 実施時期                                    | 18年度概算費用 | 効果                                    | 備考(関連する取組、参考データ等)   |
| 3-1 「新たな保険料徴収モデル」の展開                           |   |          |                                       |   |
| Ⅲ<br>保<br>険<br>料<br>収<br>納<br>率<br>の<br>向<br>上 | 未納者の属性に応じた効率的な対策の推進                     | 17年度～    | －                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○16年度は、約1200万人を対象に、電話・戸別訪問等の各種納付督促を実施し、約3,724億円の保険料納付に結びついたものと推計。</li> <li>○所得等の属性に応じて、免除等の勧奨、納付督促及び強制徴収を実施する取組を強化することにより、より効率的・効果的な保険料収納対策を推進し、保険料納付率の改善を図ることができる。</li> </ul> <p>(参考)<br/>・国民年金保険料収納対策経費(16年度予算) 約107億円</p> |
|  | 首都圏における新規未納者への対策の先行実施                   | 17年10月～  | －                                     |   |
| 3-2 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化                           |   |          |                                       |   |
| Ⅲ<br>保<br>険<br>料<br>収<br>納<br>率<br>の<br>向<br>上 | 所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充 | 17年度～    | 280百万円(旅費、印刷製本費等)<br>253百万円(システム開発経費) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない未納者について確実に強制徴収を実施することにより、保険料の納付意識を向上させることができる。</li> </ul>  |
|  | 国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入                   | 17年10月～  | －                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金推進員の活動意欲を喚起することにより、国民年金保険料の収納実績の向上を図ることができる。</li> </ul> <p>(参考)<br/>・国民年金推進員に要する経費(18年度) 8,362百万円</p>   |
|  | 国民年金推進員スーパーバイザーの登用(検討)                  | 18年度～    | －                                     |   |
| 3-3 保険料を納めやすい環境整備の推進                           |   |          |                                       |   |
| Ⅲ<br>保<br>険<br>料<br>収<br>納<br>率<br>の<br>向<br>上 | クレジットカードによる国年保険料の納付                     | 18年度～    | 400百万円(手数料)<br>1,393百万円(システム開発経費)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○納付しやすい環境作りを進めることにより、保険料納付の促進を図ることができる。</li> </ul> <p>(参考)<br/>利用見込 664千人 3,982千月</p>  |
|  | 年度途中からの口座振替による前納(検討)                    | 20年度～    | システム開発経費(精査中)                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○口座振替の利便性を向上させることにより、口座振替利用の増加及び保険料納付率の向上を図ることができる。</li> </ul>   |
|  | 口座振替の自動再開                               | 20年度～    | システム開発経費(精査中)                         |   |

| 分野／取組内容  |                            | 取組の概要    |  |   |  |
|--|----------------------------|----------|--|---|--|
|  | 実施時期                       | 18年度概算費用 |  | 効果  | 備考(関連する取組、参考データ等)  |
|  | 口座振替の利用勧奨の徹底               | 18年2月～   | 534百万円(印刷製本費・通信運搬費等)                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○翌年度保険料額の確定時期を捉えて、口座振替による前納の有利性などをPRし、口座振替の利用について、効果的な勧奨を実施することにより、口座振替率を向上させ、確実な保険料収納を図ることができる。</li> <li>○平成19年度までに口座振替率(クレジットカード払いを含む。)を50%に向上させることを目標とする。</li> </ul>                                    |  |
| <b>3-4 民間委託の推進</b>                               |                            |          |  |   |  |
| III<br>保<br>險<br>料<br>收<br>納<br>率<br>の<br>向<br>上 | 国民年金保険料収納業務の市場化テストモデル事業の実施 | 17年10月～  | 136百万円(17年度)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間のノウハウの活用や、保険料収納業務等に係るコストの縮減を図ることができる。</li> </ul>  | (参考)<br>・5ヶ所の社会保険事務所について実施。(17年度)<br>・17年度予算は、5ヶ所の半年分。   |
|  | 市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充 | 18年度～    | 1,370百万円<br>(国年保険料収納業務)<br>361百万円<br>(厚年・健保適用促進業務) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成17年度においては、国民年金保険料収納業務(5ヶ所)について、予算額(満年度ベース)約2.7億円に対し、落札額は1.5億円(▲46%)であり、厚年・健保の適用促進業務(5ヶ所)について、予算額16百万円に対し、落札額は5百万円(▲71%)であった。</li> <li>○民間委託の推進により、職員の強制徴収業務等へのシフトが可能となり、保険料収納体制の強化を図ることができる。</li> </ul> | (参考)<br>・国民年金保険料収納業務については、上記5ヶ所のほか、30ヶ所の社会保険事務所について実施。(18年度)<br>・18年度概算費用は、17年度に引き続き実施する5ヶ所の満年度分、その他30ヶ所の9ヶ月分。<br>・厚年・健保の適用促進業務については、17年度から実施する5ヶ所のほか、104ヶ所の社会保険事務所について実施。(18年度) |
|  | 電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入       | 18年度～    | -  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○委託業者の目標達成に向けた努力を促すことにより、効率的で質の高い納付督促業務の実現を図ることができる。</li> </ul>  | 電話納付督促委託経費<br>18年度 1,424百万円  |
| <b>3-5 免除申請手続の簡素化</b>                            |                            |          |  |   |  |
|  | 全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化        | 18年7月～   | 250百万円(システム開発経費)                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な方からの申請漏れを防止することができる。</li> <li>○所得要件を満たし、前年度に引き続き免除承認を受けた方に対し、納付書を送付することが不要になり、年間約2.1億円の事務コストを削減することができる。</li> </ul>   |  |

| 分野／取組内容                    |   | 取組の概要    |              |   |                         |
|----------------------------|---|----------|--------------|---|-------------------------|
|                            |   | 実施時期     | 18年度概算費用     | 効果  | 備考(関連する取組、参考データ等)       |
|                            | 法定免除該当者の免除手続の省略                         | 17年度中に検討 | -            | ○法定免除該当者の負担軽減を図るとともに届出漏れを防止することができる。  | (参考)<br>16年度法定免除者 109万人 |
| <b>3-6 市町村・各種団体との連携・協力</b> |   |          |              |   |                         |
| III<br>保険料収納率の向上           | 国保の保険者である市町村との連携                        | 18年度～    | 164百万円(18年度) | ○国民年金及び国民健康保険相互に、被保険者資格の適用の適正化を図ることができる。<br><br>(参考)国保に加入しているが年に加入していない者・推計42万4千人(平成13年公的年金加入状況等調査) |                         |
|                            | 市町村が他の公金と併せて国年保険料の収納等を実施することを可能とする方策の検討 | 18年度～    | -            | ○住民サービスの向上や住民の将来の年金権の確保を図ることができる。   |                         |
|                            | 商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施           | 17年度～    | 190百万円(18年度) | ○地域に根ざした同業者団体に収納事務を委託することにより、同業者内における会員の連帯意識を軸に未納の発生を防止し、未納者の解消を図ることができる。                           |                         |
|                            | 国保組合に対し、国年への加入促進等について協力を依頼              | 17年度～    | -            | ○国民年金未加入者への適用促進や、被保険者への口座振替等の周知を図ることができる。   |                         |

| 分野／取組内容            | 取組の概要                                     |          |          |  |
|--------------------|---|----------|----------|--|
|                    | 実施時期                                      | 18年度概算費用 | 効果       | 備考(関連する取組、参考データ等)  |
| Ⅲ<br>保険料収納率の向上     | 3-7 未適用事業所の適用の促進                          |          |          |  |
|                    | 健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大          | 18年度～    | 1,029百万円 | <p>○16年度は、約19万事業所を適用促進事業所として選定し、適用に結びついた2596事業所から約31.6億円の保険料収納があった。(16年7月から従業員20人以上の未適用事業所に対し、戸別訪問等の重点加入指導を実施)</p> <p>○重点加入指導等の対象となる事業所を拡大することにより、モラルハザードを防止し、事業主による自主的な加入を促進する効果があり、保険料収納率の向上を図ることができる。</p> |
| 3-8 労働保険との徴収事務の一元化 | 可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項は17年度中に結論を得る | 17年度中    | -        | <p>○社会保険・労働保険徴収事務センターが受け付ける届出書の拡大及び事業所説明会の統一開催等を推進することにより、事業主等の利便性の向上と行政事務の効率化を図ることができる。</p>   |
|                    | 18年度から、新たに4つの取組を開始                        | 18年度     | 18百万円    |  |

| 分野／取組内容              | 取組の概要                                     |               |           |  |
|----------------------|---|---------------|-----------|--|
|                      | 実施時期                                      | 18年度概算費用      | 効果        | 備考(関連する取組、参考データ等)  |
| IV<br>予算執行の無駄の排除     | 4-1 予算執行・会計の見直し                           |               |           |  |
|                      | 執行結果の予算要求への反映                             | 18年度予算要求～     | －         | ○適用、徴収、給付、システムの各業務単位での予算の執行実績を適切に把握することにより、実績を反映した予算要求の仕組みを構築することができる。   |
|                      | 事業単位コードの各業務のコスト管理への活用                     | 17年度～         | －         | ○各業務に関し、適切なコスト分析・管理を行うことにより、職員のコスト意識が向上するとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を実現することができる。   |
|                      | 政管健保の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直し           | 20年度～         | －         | ○新組織の機能・役割を踏まえた効率的で透明性の高い特別会計の仕組みを構築することができる。  |
| 4-2 社会保険オンラインシステムの刷新 | サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンターの機能統合 | 18年度～<br>22年度 | 60,227百万円 | ○システムの利用者の利便性を下げることなく、年間運用コストを約600億円に抑え、現行システム(19年度:約900億円)と比べ35%減少させることができる。<br><br>(参考)<br>・22年度までの初期コスト見込額 約1,300億円 |
|                      | 一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達            |               |           |  |
|                      | システム部門の組織強化等による管理運営機能の強化                  |               |           |  |
|                      | バックアップセンターの設置等による安全生・信頼性の向上               |               |           |  |

| 分野／取組内容        |                                       | 取組の概要                        |       |   |                   |
|----------------|---------------------------------------|------------------------------|-------|---|-------------------|
|                | 実施時期                                  | 18年度概算費用                     |       | 効果  | 備考(関連する取組、参考データ等) |
| V<br>個人情報保護の徹底 | 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組の実施 | 17年度～                        | —     | ○職員研修の継続的な実施等により、個人情報保護に対する全職員の意識を向上させ、個人情報保護の取組が徹底された職場を実現することができる。  |                   |
| VI<br>意識改革の徹底  | 能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入             | 19年度～<br>(一定職以上の者は<br>18年度～) | 28百万円 | ①職員の意識改革<br>②任用・給与への反映<br>③職員の取組に対する適切な助言・指導による人材育成<br>④組織目標を踏まえた個人目標の管理を通じた業務改善<br>により、組織全体のパフォーマンスを向上させることができる。 |                   |
|                | 社会保険事務局・事務所グランプリの実施                   | 17年度～                        | —     | ○各事務局・事務所における事業実績を評価し、高い実績を挙げた事務局等を表彰することにより、組織内部の競争意識及び積極的な取組を促進し、社会保険事業全体のレベルアップを図ることができる。                      |                   |
|                | 集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施           | 17年度中に開始                     | —     | ○通信研修の教材の配布に社会保険庁LANの掲示板を活用するなど、新たなコストを生じさせることなく、自学自習意欲を喚起し、専門的な業務知識・スキルの向上を図ることができる。                             |                   |
|                | 年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施    | 18年度～                        | —     |   |                   |

(参考)

## 社会保険事業に係る費用の状況

平成17年度予算

